

## 新潟市雇用促進協議会

## 雇用にいがた



## 新春にあたって

新潟市雇用促進協議会会长 新潟市長 中原 八一



新年おめでとうございます。

会員企業の皆さんには、日ごろより当協議会の運営に多大なるご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協議会では、労働力の確保との定着を図るため、会員企業の皆さまの魅力を伝える「にいがたで働く」「企業ガイドブックにいがた」での情報発信を軸に、地元産業界の皆さんや商工会議所、ハローワークなどと連携しながら、若者の地元就職やUIJターン就職を推進しております。会員企業の皆さんにおかれましては、引き続き、地域経済の発展に向けて、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、新潟駅の約60年ぶりとなるリニューアルにおいては、南北を縦貫する新しい都心軸が生まれるなど大規模なプロジェクトが着々と進む中、万代広場整備では、今年、ペデストリアンデッキやタクシープールなどの施設から、段階的な供用を予定しています。

さらに6月のJCI ASPAC新潟大会や11月の世界湿地都市ネットワーク市長会議といった国際会議も予定しており、国内外に本市の魅力をアピールする絶好の機会を迎えます。こうした機会を最大限活かし、人が行き交い活力あふれる新潟市を実現します。

また、地域経済に波及効果の大きい戦略的な企業誘

致を進め、雇用機会の拡充と定住の促進につなげるとともに、新潟駅から古町をつなぐ都心エリア「にいがた2km」を中心に、賑わいづくりや回遊性の向上を通じて、エリアの魅力や価値をさらに高め、産官学等で連携した新たなビジネスやサービスの創出を促進します。

今年の干支は丙午であり、「強い熱意や情熱が形になる年」とされています。積み上げてきた取り組みが形となり、一層の飛躍と活力の向上につなげることで、「選ばれる都市 新潟市」を目指してまいりますので、本年も引き続き、会員の皆さんからお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆さんにとりまして、本年が健やかで幸多い年となりますようお祈り申し上げ、新年のあいさつといたします。

## 目 次

◆新春にあたって	P 1
◆令和7年度 新潟市雇用促進協議会研究会を開催しました	P 2
◆新潟県最低賃金が改正されました!	P 3
◆認知症サポーター養成講座のご案内	P 4
◆障害者雇用推進セミナーを開催しました	P 5
◆「障害者雇用状況」のお知らせ	P 5
◆新規学校卒業者の受け入れ準備のお願い	P 6

## 令和7年度 新潟市雇用促進協議会研究会を開催しました

去る11月12日（水）、朱鷺メッセにて新潟商工会議所副会頭の小林建氏が臨時総会で新潟市雇用促進協議会の副会長に就任された後、同会場で令和7年度第2回新潟市雇用促進協議会研究会が開催されました。

研究会では、新潟公共職業安定所ときめきしごと館の熊谷館長から『最近の雇用失業情勢』について説明をいただいた後、新潟県外国人材受入サポートセンターから真山祥人氏と新潟雇用労働相談センターから特定社会保険労務士の塚田由起子氏を講師に迎え講演会を開催しました。

まず、新潟県外国人材受入サポートセンターの真山祥人氏から『外国人材受入の活用について』と題した講演で、①統計で見る外国人材の雇用状況②外国人材の受入れに関する制度解説（就労が認められている在留資格のうち「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」「技能実習」について）③外国人材受入れへの準備から採用までの留意点④外国人材定着に向けた異文化への対応で構成された内容でした。

具体的な資料をもとにわかりやすく説明していただき、初めての外国人材受入れから職場定着において様々な場面で生じる悩みごとに応えていただきました。

続いて新潟雇用労働相談センターの特定社会保険労務士塚田由起子氏から『若者層に選ばれる“地元企業”になる！～テレワークや副業・兼業など多様な働き方の導入と運用のポイント～』と題した講演で、①統計で見る日本の現状（生産年齢人口の減少、都市部への人口流出、都道府県別賃金）②若者層が求める「働き方」③多様な働き方のメリット、導入と運用について（テレワーク、副業・兼業、フレックスタイム制）で構成された内容でした。

ポイントを押さえわかりやすく説明していただき、生産年齢人口の減少や若者層の都市部への流出対策として多様な働き方の導入が有効であることがわかりました。また、今まで難しく感じていたテレワーク、副業・兼業、フレックスタイム制などの柔軟な働き方の導入に対するハードルが下がったように思いました。

参加された会員企業様から「人手不足対策へのヒントになった。」「外国人労働者の受入れに対する不安が解消されました。会社の体制を整備してから採用したいと思います。」「わかりやすかった。」などの感想をいただきました。いずれの講演も好評で大変有用な研究会となりました。

なお、小林副会長のあいさつや研究会の概要は雇用にいがた冬号（506号）号外をご覧ください。

# 新潟県の最低賃金が改正されました!!

## パートも！ 学生アルバイトも！ 必ずチェック最低賃金

最 低 賃 金	時 間 額	効 力 発 生 日
新潟県最低賃金 (※新潟県で働くすべての労働者に適用されます！)	1,050円	令和7年10月2日
自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金	1,053円	令和7年12月14日

※「各種商品小売業特定最低賃金額（時間額932円）」及び「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業特定最低賃金額（時間額1,005円）」について、今回の改正に伴い、新潟県最低賃金額を下回ったため、令和7年10月2日からは新潟県最低賃金が適用となります。

※業種分類は日本標準産業分類に基づいたものです。

※最低賃金に関するお問い合わせは 新潟労働局賃金室（電話025-288-3504）又は最寄りの労働基準監督署まで



## 賃金引上げ 特設ページを開設

この特設ページには、賃金引上げを実施した企業の、取り組み事例や各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など賃金引上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引上げを検討する際にぜひご活用下さい。

詳しくは  
賃金引上げ特設ページで  
チェック▼

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



## 企業の皆様へ

認知症にやさしい企業づくりをしませんか？

# 認知症サポーター 養成講座のご案内



高齢化が進み、認知症の方は今後もさらに増えていくことが見込まれています。また、65歳未満の働き盛りの時期に発症する「若年性認知症」にかかる人もいらっしゃいます。

今後はますます、認知症の人に対応する機会が増えるとともに、従業員自身や家族が認知症になる可能性もあります。私たち誰もが認知症になり得るものとして、「自分ごと」として考えてみませんか。

介護離職防止、対応スキル向上に繋がり、従業員または自分自身の働き方や備え方についても考えるきっかけになります。



認知症サポーターの証であるオレンジリングを皆様にお渡しします。  
また、企業・団体へは「ステッカー」と「ロバ隊長のぬいぐるみ」を  
交付し、ホームページに掲載しています。(掲載希望があった企業・団体のみ)

詳しくは新潟市ホームページをご覧ください。

新潟市 認知症サポート 企業・事業所の方へ



### 【問い合わせ、申込・書類提出先】

新潟市認知症サポーターキャラバン事業事務局(新潟県介護福祉士会)

〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ3階

電話 025-281-5531

FAX 025-281-7710

電子メール [kaigo@ sage.ocn.ne.jp](mailto:kaigo@ sage.ocn.ne.jp)



## 障害者雇用推進セミナーを開催しました

11月13日（木）に朱鷺メッセを会場として障害者雇用推進セミナーを開催しました。

今年度のセミナーは「障害者雇用で創る、働く力の新常識」と題して、障害者雇用を進めていくうえでの大学講師による最新の研究成果と多数障害者雇用を実践する企業の実例を通じて、理論と現場の両方から講演いたしました。

新潟大学専任講師丸山峻先生からは「『賛否』を越えて前に進む障害者雇用～成果と尊重を両立する人材マネジメント～」と題し最新の研究成果を踏まえ、成果と尊重を両立するマネジメントのあり方についてご講演いただきました。株式会社寺山クリーニング代表取締役寺山淳様からは「障害を超えて」と題し障害者雇用の現場から、実践的な取組や課題、成果についてご報告いただきました。



当日は、企業や福祉関係事業所、教育機関など、さまざまな分野から多数の参加がありました。

参加された企業等からは「社内理解促進について悩んでいたので参考になりました」「障害者雇用の準備をしていても、課題は発生する。それを乗り越えることで、企業はさらに成長すると感じました」「学術的な説明と現場の両方が聞けてとても勉強になりました」など障害者雇用に取り組む上で大変参考になったとの感想が多く寄せられました。

本セミナーを通じて、障害者雇用の新たな可能性や課題解決の方向性について理解を深めることができました。ハローワークでは引き続き障害者雇用に向けた支援に取り組んで参ります。

## 障害者雇用状況について～令和7年6月1日現在～

令和7年6月1日現在の「民間企業における障害者雇用状況」の集計結果をお知らせします。

企業数は前年比10社増の742社、障害者雇用数は前年比72人増の3,030.5人および達成企業割合も前年比1.6ポイント上昇の46.0%となりましたが、実雇用率は前年比0.03ポイント低下の2.25倍で全国平均や新潟県平均を下回りました。

また、令和3年から5年間の各項目の推移については、下表のとおりとなります。

### 民間企業の障害者雇用状況

(各年6月1日現在)

区分 年度	企業数	障害者雇用数 (人)	達成企業割合 (%)	実雇用率 (%)	新潟圏 実雇用率 (%)	全 国 実雇用率 (%)
令和3年度	672	2621.0	46.3	2.01	2.20	2.20
4	679	2624.5	44.0	2.04	2.23	2.25
5	680	2773.0	48.5	2.17	2.38	2.33
6	732	2958.5	44.4	2.28	2.45	2.41
7	742	3030.5	46.0	2.25	2.45	2.41

# 新規学校卒業者の受け入れ準備のお願い

## ■採用決定者への連絡をお願いします

採用決定者とその御家族は、入社まで希望と不安の入り交じった日々を過ごしています。不安を和らげ、安心して入社できるよう、次のような対応をお願いします。

- ・定期的に社内報を送付するなどして、職場の様子を知らせる。
- ・入社前後の職場行事や教育訓練の予定を連絡する。
- ・入社日が近づいてきたら、赴任方法、日時、場所、用意するものなどを連絡する。



※在学中の連絡は、必ず学校を通じて行ってください。

## ■事前研修等は禁止されています

新規学校卒業者については入社まで期間があります。卒業前は学校教育に支障を及ぼすおそれがあるようなものは認められませんので御留意ください。

- ・卒業前の実習・教育訓練などの事前研修等の計画は避けてください。
- ・卒業前のアルバイト雇用等は行わないようにしてください。
- ・入社前に懇親会の参加を案内したり、通信によりレポート等の提出を求めるることも行わないようにしてください。

## ■受け入れ体制の整備・再点検をお願いします

毎年、就業時間や賃金、仕事の内容などの労働条件が求人（募集）内容と違うという相談がハローワークに寄せられます。求人票に記載された条件をもう一度御確認いただき、相違がないようにしてください。

新入社員が誰に何を聞いたらいいかを明確にするため、仕事のみでなく職業人・社会人としてのマナー等についても指導する担当者を決めておいてください。また、悩みがあるときには誰が聴いてくれるのかも明確にしておいてください。

## ■受け入れ時の提出書類について再点検をお願いします

- ・基本的には、提出は入社後に求めること。
- ・育成指導や雇用管理上、必要最小限度のものであること。
- ・基本的人権を侵害するものであってはならないこと。
- ・提出がなぜ必要なのかを理解させた上で提出を求める。



同時に、提出を求める書類も『従来から求めていた』といった理由でなく、本当に必要なものかどうか再点検をお願いします。

編集・発行  
新潟市雇用  
促進協議会

### ●新潟商工会議所

〒950-8711  
新潟市中央区万代島5番1号  
万代島ビル7階  
TEL: 025-290-4411  
FAX: 025-290-4421

### ●新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課

〒951-8554  
新潟市中央区古町通7番町1010番地  
古町ルフル5階  
TEL: 025-226-1642  
FAX: 025-228-1611

### ●新潟公共職業安定所

〒950-8532  
新潟市中央区美咲町1丁目2番1号  
新潟美咲合同庁舎2号館  
TEL: 025-280-8609  
FAX: 025-288-3590